

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

ランク	判 断 基 準	サービス該 当・非該当 区 分	
寝たきり	ランク C	1日中ベット上で過ごし、排泄・食事・着替において介助を有する	
	C 2	自力では寝返りもうてない	該 当
	C 1	自力では寝返りをうつ	該 当
	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベット上での生活が主体であるが、座位を保つ	
	B 2	介助により車いすに移乗する	該 当
	B 1	車いすに移乗し、食事・排泄はベットから離れて行う	該 当
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない	
	A 2	外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている	非該当
	A 1	介助により外出し、日中はほとんどベットから離れて生活する	非該当
生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する	
	J 1	隣近所へなら外出する	非該当
	J 2	交通機関等を利用して外出する	非該当

平成3年11月18日 老健第102-2号 厚生省大臣官房老保健健康福祉部長通知を参考